



第 27 回

### 下請法について (2)

※前回からの続きです。

#### 4 返品禁止

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、瑕疵があるなど不良品を返品することはできませんが、それ以外の場合に返品することはできません。ただし、通常の検査で見できない瑕疵がある場合は、原則受領後6か月以内であれば返品できます(もともと、両者間で品質保証期間を最長1年以内と定めることができ、その場合は、同期間は返品可能です)。

#### 5 買ったたきの禁止

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の

内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」に該当し違法となります。

#### 6 購入・利用強制の禁止

親事業者が下請事業者に対し、正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品(含自社製品・原材料等を強制的に購入させたり、サービス等を強制的に利用させて対価を支払わせる)することはできません。

#### 7 報復措置の禁止

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすることはできません。

#### 8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が自己への給付に必

要な半製品、部品、付属品又は原材料を下請事業者の有償で支給している場合、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除(相殺)することはできません。

#### 9 割引困難な手形の交付の禁止

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引することはできません。なお、手形期間について、公正取引委員会では、繊維業では90日、その他の業種では120日を超える期間については割引困難な手形と見なし、期間短縮を指導しています。

#### 10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者が下請事業者に対し、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させること

により、下請事業者の利益を不当に害することはできません。

#### 11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

親事業者が下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に、発注書面に記載されている委託内容を変更して当初とは異なる作業を行わせたり、受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせて(やり直し)、それによって発生する費用を親事業者が負担せず、下請事業者を不当に害する場合は、下請法違反となります。

#### 下請法違反行為に対する措置

公正取引委員会は毎年定期的に親事業者・下請事業者双方から報告を求め検査・指導・勧告・警告を行っています。勧告した場合は原則事業者名などが公表されます。中小企業庁も下請法違反行為について調査・指導を行っています。一定の違反行為に対しては、行為者個人と会社が罰せられることとなります。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索  
相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09  
予約受付：年中無休 平日7時～24時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュージェランドタワー隣

### 中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名

所属弁護士 所長・山下江 / 副所長・田中伸・柴橋修・稲垣洋之  
山口卓 / 笠原輔 / 加藤泰 / 片島由賀 / 西丸洋平 / 齋村美由紀  
山本淳哲 / 上土井幸始 / 城昌志 / 高尾健太郎 / 山本靖子  
松浦亮介 / 粟井良祐 / 榎本紀子 / 新名内沙織 / 久井春樹

- 契約書  債権回収  労務問題
- 知的財産  倒産・再生  顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!